

## 第四次厚木基地騒音訴訟地裁判決に関する知事コメント

平成 26 年 5 月 21 日

本日、横浜地方裁判所において、いわゆる「第四次厚木基地騒音訴訟」の判決が言い渡された。

判決内容の詳細については承知していないが、今回の判決では過去の損害賠償に加え、新たに、航空機の飛行差し止めが一部認められたと聞いている。

平成 19 年の提訴以来 6 年以上に及ぶ厚木基地周辺の皆様をはじめとする関係者のご努力に、改めて敬意を表する。

国においては、今回の判決を踏まえ、基地周辺の騒音被害の深刻さについて、改めて重く受け止めるべきである。

県としては、一日も早く空母艦載機の移駐を実現させるなど、騒音問題が抜本的に解決するよう、引き続き、関係市と連携して、粘り強く国及び米側に働きかけていきたい。

(問い合わせ先)

神奈川県 政策局 基地対策部 基地対策課	
課 長	井上 電話 045-210-3370
副課長	三森 電話 045-210-3371